

特殊病室施設整備事業実施要綱 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特殊病室施設整備事業実施要綱</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 事業の実施主体 (略)</p> <p>3. 整備基準 (1) (略)</p> <p>(2) この事業でいう無菌室とは、次の設備を有する病室であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・空気清浄度を <u>ISO クラス 6 以上</u> に保つために必要な設備</li><li>・非常電源と接続されている電気設備</li></ul> <p>4. その他の留意事項 (略)</p>	<p style="text-align: center;">特殊病室施設整備事業実施要綱</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 事業の実施主体 (略)</p> <p>3. 整備基準 (1) (略)</p> <p>(2) この事業でいう無菌室とは、次の設備を有する病室であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・空気清浄度を <u>一〇〇クラス以下</u> に保つために必要な設備</li><li>・非常電源と接続されている電気設備</li></ul> <p>4. その他の留意事項 (略)</p>